

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次		ページ
告 示		
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○公有水面埋立ての免許の出願	(漁港課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	1
公 告		
○公文書の開示の平成18年度運用状況	(県政情報課)	1
○個人情報保護制度の平成18年度運用状況	(〃)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
高知県公安委員会規則		
○高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(6・1掲示)	6
○高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則	(〃)	14

告 示

高知県告示第410号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年6月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町十川字イツカ谷780の1、780の2
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治

山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第411号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県海洋部漁港課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年6月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 公有水面埋立て免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県(高知県知事 橋本 大二郎)
- 埋立て区域
 - 位置
幡多郡黒潮町伊田字原囲2507番地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1を結ぶ平成7年秋分の日の満潮位(DLプラス2.26メートル)における公有水面と船揚場との境界線により囲まれた区域
点1 伊田漁港原点(北緯33度02分06秒・東経133度04分24秒)から149度04分00秒314.30メートルの地点
点2 点1から328度00分00秒8.66メートルの地点
点3 点2から58度00分00秒15.00メートルの地点
点4 点3から148度00分00秒8.66メートルの地点
 - 面積
129.9平方メートル

3 埋立てに関する工事の施工区域

- 位置
幡多郡黒潮町伊田字原囲2507番地先の公有水面
- 区域
 - 位置
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Fと点Aを直線で結んだ線により囲まれた区域
点A 伊田漁港原点(北緯33度02分06秒・東経133度04分24秒)から136度20分00秒220.20メートルの地点
点B 点Aから148度00分00秒174.00メートルの地点
点C 点Bから238度00分00秒130.00メートルの地点
点D 点Cから328度00分00秒119.00メートルの地点
点E 点Dから58度00分00秒50.00メートルの地点
点F 点Eから328度00分00秒55.00メートルの地点
 - 面積
19,869.9平方メートル

- 埋立て地の用途
漁港施設用地
- 出願年月日

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

平成19年5月22日
高知県告示第412号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成19年6月15日

高知県知事 橋本 大二郎

地名	地番	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
南国市大塙 字宝ヶ内	甲617番4 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	4.90	30.66	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

公 告

高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第18条の規定により、平成18年度における公文書の開示の運用状況を、次のとおり公表する。

平成19年6月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 公文書開示請求件数(以下「請求件数」という。)及び決定内容等内訳

請求件数	720
開示	372
部分開示	193
非開示	11
存否応答拒否	1
不存続	67
不受理	8

取 下 げ	68
-------	----

2 不服申立て件数及び処理件数等(平成19年3月末現在)

不服申立て件数	平成17年度繰越し分	31
	平成18年度分	5
処理件数	認容	0
	一部認容	3
	却下	0
	棄却	14
取下げ	1	
審理中	18	

3 開示請求者数(延べ数)

区分	請求者数
県内に住所を有する個人	298
県外に住所を有する個人	45
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	114
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	75
計	532

4 実施機関別請求件数及び決定内容等の内訳

実施機関		知事									議会	教育委員会	選舉管理委員会	人事委員会	監査委員会	公安委員会	警察本部	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業管理者	合計
		総務部	企画部	健康福祉部	文化環境部	商工部	農林水産部	土木部	出土局	計													
請求件数		80	20	109	22	16	85	167	1	500	23	80	42	4	2		46	1			22	720	
決定内容等	開示	40	11	60	11	9	45	104	1	281	13	45	7	2	1		11				12	372	
	部分開示	12	5	31	8	3	19	36		114	7	18	33	1			15	1			4	193	
	非開示					1	2			3	2						5				1	11	
	存否応答拒否																1					1	
	不存在	17	4	8		1	15	8		53		2	1	1			7				3	67	
	不受理								3		3						5					8	
	取下げ	11		10	3	2	4	16		46	1	15	1		1		2				2	68	

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第42条の規定により、平成18年度における個人情報保護制度の運用状況を、次のとおり公表する。

平成19年6月15日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
2,455件
- 2 個人情報開示請求の件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等内訳

請求件数	141
決 定 内 容 等	
開 示	63
部 分 開 示	66
非 開 示	3
不 存 在	8
取 下 げ	1

- 3 個人情報訂正請求の件数
0件
- 4 個人情報修正請求の件数
0件
- 5 口頭による開示請求の件数
926件
- 6 不服申立ての件数及び決定件数
不服申立て件数 1件
決定件数 1件（棄却）
- 7 事業者に対する説明等の要求件数
0件
- 8 事業者に対する是正の勧告件数
0件
- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数
0件
- 10 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する本人	92

県外に住所を有する本人	0
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0
県内に住所を有する遺族等	3
県外に住所を有する遺族等	0
計	95

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等

実施機関		知事									議会	教育委員会	選舉管理委員会	人事委員会	監査委員会	公安委員会	警察本部	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業管理者	合計	
		総務部	企画部	健康福祉部	文化環境部	商工部	農林水産部	土木部	出納局	計														
個人情報取扱事務登録簿の登録件数		95	139	689	137	162	444	192	11	1,869	15	276	34	14	8	4	157	12	11	5	5	45	2,455	
請求件数		34	3	3	2			5		47		81		6			1	2	1			3	141	
決定内容等	開示	22	1		2			2		27		33										3	63	
部分開示		4	1	3				3		11		47		5			1	1	1				66	
非開示		1	1							2								1					3	
不存在		7								7		1											8	
取下げ														1									1	
口頭による開示請求件数			45	128						173		715		38										926

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年6月15日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年4月10日 19高都計第15号	南国市篠原字小路口 1671ほか	南国市篠原1074 窪田 俊夫

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第11号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により、別表第1の1の項(16)の別記様式第3号の標章（以下この条において「通行禁止除外指定車標章」という。）又は同表の12及び13の項(4)及び(5)の別記様式第4号の標章（以下この条において「駐車禁止除外指定車標章」という。）を必要とし、その交付を受けようとする者（駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者で同表の12及び13の項(5)に掲げるものにあっては、県内にその住所を有する者に限る。）は、別記様式第1号又は別記様式第2号の申請書により、当該交付を受けようとする者の住所地を管轄する署長（当該交付を受けようとする者が県外にその住所を有する者である場合にあっては、県内の最寄りの警察署の署長）を経由して公安委員会に申請しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（別表第1の12及び13の項(4)に掲げる車両に係るものに限る。）に係る申請書にあっては、次に掲げる書面又はその写し
 ア 当該申請に係る車両に係る自動車検査証
 イ 当該申請に係る車両が別表第1の1の項(16)に掲げる車両又は報道機関が緊急取材のために使用する車両であることを疎明する書面
 ウ ア及びイに掲げる書面のほか、警察本部長が必要があると認める書面

(2) 駐車禁止除外指定車標章（別表第1の12及び13の項(5)に掲げる車両に係るものに限る。）に係る申請書にあっては、次に掲げる書面又はその写し
 ア 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者が別表第1の12及び13の項(5)に掲げる者のいずれかに該当する者であることを疎明する書面
 イ 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証
 ウ ア及びイに掲げる書面のほか、警察本部長が必要があると認める書面

第4条に次の5項を加える。

3 公安委員会は、前項の規定による申請があった場合において、通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を交付する必要があると認めるときは、3年を超えない期間内で、かつ、当該申請に係る車両が別表第1の12及び13の項(4)に掲げる用務に使用され、又は同表の12及び13の項(5)に掲げる者が使用すると認められる期間の範囲内で有効期限を定めて、通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付を受けた通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において、駐車禁止除外指定車標章にあっては、運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を添えて掲出しなければならない。

5 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。

(2) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章に記載された事項を遵守し、当該交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与するときを除く。）。

6 公安委員会は、通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の返納を命ずることができる。

7 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の有効期限が経過したとき。

(2) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を亡失したために新たな通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付申請をし、その交付を受けた後において、亡失した通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の返納を命ぜられたとき。

第6条を次のように改める。

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件のすべてを備えているときにするものとする。

(1) 駐車をしようとする日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付された場合にあっては、当該条件に従った駐車をいう。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車をするものでないこと。

(2) 駐車をしようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 法第44条並びに第45条第1項各号及び第2項に規定する場所でないこと。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車をすることが可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれもが存在せず、又はこれらを利用することがおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車をする必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ アに掲げる車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 法第49条の2第5項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件のすべてを備えているときにするものとする。

(1) 駐車をしようとする日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車をするものでないこと。

(2) 駐車をしようとする場所が、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(3) 駐車をしようとする方法が、当該方法で駐車をすることにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(4) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(5) 駐車をすることが可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれもが存在せず、又はこれらを利用することがおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車をする必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ アに掲げる車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 前2項の許可を受けようとする者は、次に掲げるところにより、別記様式第6号の駐車許可申請書2通を当該駐車をしようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

(1) 一の駐車ごとに、車両、日時、場所及び用務を特定して申請をしなければならないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず、同種の用務のため、反復して駐車をすることが必要であるときは、6月以内の範囲において期間を定め、駐車をする車両ごとに駐車の日時、場所、運転者等を記載した一覧表を添付し、一括して申請をすることができる。

4 第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、前項の駐車許可申請書に次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別することができるもの、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3) 前2号に掲げる書面のほか、警察本部長が必要があると認める書面

5 署長は、第1項又は第2項の規定により許可をする場合において、必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全及び円滑を図るために必要な条件を付することができる。

6 署長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、別記様式第6号の駐車許可証を交付しなければならない。

7 前項の規定により交付を受けた駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

第17条の4第1項中「第8号の2」を「第8号」に改める。

別表第1の1の項中「歩行者用道路」を「、通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係る指定方向外進行禁止」に改め、同項(2)中「消防活動」を「消防活動」に改め、同項中(9)を削り、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同項(4)中「使用中の車両」を「使用中の車両並びに警察用車両が随伴する車両」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両 別表第1の1の項(10)を次のように改める。

- (10) 令第14条の2に規定する道路の維持、修繕等のための作業に使用中の道路維持作業用自動車
別表第1の1の項中(15)及び(16)を削り、(17)を(15)とし、同項に次のように加える。
- (16) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であって、別記様式第3号の標章を掲出しているもの
ア 裁判所法(昭和22年法律第59号)に規定する執行官が強制執行等の職務の執行のため使用中の車両
イ 不法に開設された無線局の探査のため使用中の車両
ウ 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は鉄道事業若しくは軌道事業の緊急の工事のため使用中の車両
エ 医師又は歯科医師が患者の往診のため使用中の車両
オ 患者輸送車又は車いす移動車であって、その目的のため使用中である車両
カ 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両
キ 道路、道路の附属物(信号機、道路標識等を含む。)、交通安全を図るための施設等の設置又は維持管理のため使用中の車両
ク 高知県動物の愛護及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第4号)に基づく野犬等の収容のため使用中の車両
別表第1の2、3及び4の項中「指定方向外進行禁止」を「指定方向外進行禁止(通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係るものを除く。)」に、「(4)」を「(3)」に、「(6)」を「(6)、(7)」に改め、同表の7の項中「(4)」を「(3)」に、「(6)」を「(6)、(7)」に改め、同表の8の項及び9の項(1)中「(9)」を「(8)」に改め、同表の12及び13の項中(3)から(7)までを削り、(8)を(3)とし、(9)を削り、同項に次のように加える。
(4) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であって、別記様式第4号の標章並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの
ア 規制の種別1の項の適用を除外する車両の欄中(16)に掲げる車両
イ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
(5) 次に掲げる者が現に使用中の車両であって、別記様式第4号の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係る駐車禁止規制の適用を除外する旨の標章を含む。)並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの。ただし、オに掲げる者が現に使用中の車両にあっては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、付表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者手帳の級別に該当する障害を有するものであって、歩行が困難であると認められるもの
イ 戰傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、付表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる戦傷病者重度障害の程度に該当する障害を有するものであって、歩行が困難であると認められるもの
ウ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度Aの障害を有するもの
エ 精神保健法及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級1級の障害を有するもの
オ 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」(平成6年12月1日児発第1033号)に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている児童のうち、色素性乾皮症であるもの
別表第1に次の付表を加える。

付表

障害の区分	身体障害者手帳の級別	戦傷病者重度障害の程度
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1(4級の2)	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	3級(5級)	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	1級、2級及び3級の1(3級の2、3級の3及び4級)	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級。ただし、2級のうち、一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。
	移動機能	1級及び2級(3級及び4級)
心臓機能障害	1級及び3級(4級)	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級(4級)	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級(4級)	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級(4級)	

備考 この表の「身体障害者手帳の級別」欄の括弧内に規定する級に該当する者については、別記様式第4号の標章に「高知県内に限る。」と記載するものとする。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第4条関係)

駐車禁止除外指定車

番号
発行日 第年月日

使用中

車両登録番号 号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先及び用務先 別紙のとおり

有効期限 年月日まで

高知県公安委員会 

(裏面)

注意事項

1 この標章は、高知県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用することができません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条及び第75条の8第1項）
- ② 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項及び第2項）
- ③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- ④ 車庫代わりの駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項）
- ⑤ 長時間の駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、下に記載しているこの標章の交付を受けた者等が表面に記載している車両を現に使用中の場合以外には使用することができません。また、この標章を他人に譲渡し、又は貸与してはなりません。

3 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先及び用務先を明りょうに記載した書面とともに、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章((2)の場合は、発見した標章)を速やかに返納してください。

(1) 有効期間が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

この標章の交付を受けた者

住所

氏名

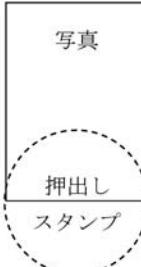
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第4号の2及び別記様式第4号の3を削る。
別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第15条関係）

第 号

運転免許試験成績証明書



住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

上記の者は、 年 月 日 高知県公安委員会が行った 免許に係
 る運転免許試験のうち、学科試験 技能試験
 技能試験及び学科試験
 総理府令第60号) 第27条に規定する基準に達する成績を得た者であることを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

別記様式第14号の2中

大	普	大	大	普	小	原	け	大	普	大	け
自	自				ん	型	通	特	ん		
型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二

」
「

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
自	自					ん	型	型	通	特	ん		
型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二

」

に改め、同様式備考中「氏名・生年月日、本籍及び住所欄」を「「氏名・生年月日」欄、「本籍」欄及び「住所」欄」に、「記載すること」を「記載してください」に、「収入証紙で手数料を納入する場合は、手数料欄又は別紙納付書にはり付けること」を「「手数料」欄又は別紙に、必ず所定の額の県収入証紙をはり付けてください」に、「添付すること」を「添えてください」に、「申請者は、※印の欄には、記載しないこと」を「※印欄には、記載しないでください」に改める。

別記様式第14号の3中

「写真」「写真
を
に改める。
貼付」

別記様式第15号及び別記様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号(第17条の3関係)

講習種別	短期	中期	講習番号
講習指定日時			
講習実施場所			
申出年月日	年月日	処分通知番号	第号

停止処分者講習受講申出書

高知県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年月日(歳)

私は、次のとおり運転免許の停止等の処分を受けましたので、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習の受講を申し出ます。

停止等処分期間				
取得免許	大中普大大普小原け 自自ん型型通特 型型通特二二特付引 二二二二二	大中普大け ん型引 二二二二	免許証 番号	

処分理由	年月日	法令違反	交通事故
------	-----	------	------

注意事項	講習手数料証紙はり付け欄
------	--------------

- 1 右の講習手数料証紙はり付け欄に、必ず所定の額の県収入証紙をはり付けてください。
- 2 この申出書は、ペンかボールペンで正確に記載してください。
- 3 この申出書に、処分通知書を添えて提出してください。
- 4 定められた時刻までに出席しないときは、講習を受けることができません。
- 5 講習指定日時の変更は、原則としてできませんが、やむを得ない理由により変更を希望する場合には、その旨を申し出て、職員の指示を受けてください。
- 6 必要な持参品
 - (1) 停止処分者講習受講申出書
 - (2) 処分通知書
 - (3) 認印
 - (4) 筆記用具

様式第15号の2(第17条の4関係)

取得時講習受講申出書					
年 月 日					
高知県公安委員会 殿					
講習種別	大型 中型 普通	旅客車	大型 中型 普通	二輪車	(一) 応急救護処置 (二) 原付車
氏名					
生年月日	年 月 日 (歳)				
住所					
講習種別	※講習日		※講習場所		
大型旅客車					
中型旅客車					
普通旅客車					
大型車					
中型車					
普通車					
大型二輪車					
普通二輪車					
応急救護処置(一)					
応急救護処置(二)					
原付車					
注 1 受講する講習種別を○で囲んでください。 2 「氏名」欄、「生年月日」欄及び「住所」欄は、明りょうにかい書で記載してください。 3 手数料は、県収入証紙で納付してください。 4 ※印欄には、記載しないでください。					

別記様式第15号の6中「囲むこと」を「囲んでください」に、「「氏名・生年月日」」を「「氏名・生年月日」欄」に、「記載すること」を「かい書で記載してください」に、「「手数料」欄には、収入証紙をはり付けること」を「「手数料」欄に、必ず所定の額の県収入証紙をはり付けてください」に、「は、記載しないこと」を「には、記載しないでください」に改める。

別記様式第15号の7中

一 種						二種			けん引			
大	普	大	自	普	小	原	けん	型	通	特	二	
型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二	けん引

を

一 種						二 種			けん引				
大	中	普	大	自	普	小	原	けん	型	中	普	大	
型	型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二	けん引

に改める。

別記様式第15号の8中

講習指定日時	年 月 日 () 午前9時
講習実施場所	高知県運転免許センター安全運転教室ほか

を

講習指定日時	
講習実施場所	

に、

大	普	大	自	普	小	原	けん	型	通	特	二	けん引
型	通	特	二	自	二	特	付	引	二	二	二	

を

大型	中型	普通	大型	普通	小型	原付	けん引	大型	中型	普通	大型	普通	大型	普通	大型
型	通	特	自	自	二	特	付	型	型	二	二	二	二	二	二

に、「記入してください」を「記載してください」に、「講習手数料証紙ちょう付欄」を「下の講習手数料証紙はり付け欄」に、「規定の額に相当する」を「所定の額の」に、

講習手数料証紙ちょう付欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

講習手数料証紙はり付け欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

別記様式第17号中

種															
別															

種															
別															

に改める。

別記様式第19号及び別記様式第19号の2中

乗用			貨物			大型	小型	大型	普通	計
大型	普通	軽	大型	普通	軽	特殊	特殊	二輪	二輪	普通二輪
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

乗用	貨物	大型	小型	大型	普通	大型	小型	大型	普通	計
大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽	大型	二輪	普通二輪
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

に、

免許種別	大型		普通		大特		大自二	普自二	小特	計
	一種	二種	一種	二種	一種	二種				
専従	人	人	人	人	人	人				
予備	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

免許種別	大型		中型		普通		大特		大自二	普自二	小特	計
	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種				
専従	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
予備	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

に改める。

別記様式第23号中

大型	普	大	大	普	小	原	けん	大	普	大
型	通	特	自	自	二	特	付	型	通	特

に改める。

「大中普大普小原けん大型中普通大特けん引二二二付引二二二二二二」

に改め、同様式注を次のように改める。

注 ※印欄には、記載しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の高知県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により交付を受けた別記様式第3号の標章は、当該標章に記載された有効期限までの間に限り、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第4条の規定により交付を受けた別記様式第3号の標章とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則第4条の規定により交付を受けた別記様式第4号の標章、別記様式第4号の2の標章（次項において「旧4号の2標章」という。）及び別記様式第4号の3の標章（同項において「旧4号の3標章」という。）は、当該標章に記載された有効期限までの間に限り、新規則第4条の規定により交付を受けた新規則別記様式第4号の標章とみなす。
- 4 新規則別表第1の12及び13の項(5)に掲げる者のいずれかに該当する者から新規則第4条第2項の規定により新規則別記様式第4号の標章（以下この項において「新標章」という。）の交付申請があった場合において、当該交付申請をした者が当該交付申請に係る旧4号の2標章又は旧4号の3標章の交付を受けているときは、高知県公安委員会は、当該旧4号の2標章又は旧4号の3標章と引き換えに、新標章を交付するものとする。
- 5 この規則の施行前に旧規則第6条の規定により交付を受けた別記様式第6号の駐車許可証は、当該許可に係る駐車の期間が経過するまでの間は、新規則第6条の規定により交付を受けた別記様式第6号の駐車許可証とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づき提出された申請書その他の書類とみなす。

~~~~~  
高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則をここに公布する。

平成19年6月1日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

#### 高知県公安委員会規則第12号

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則

#### 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 再審査の申請(第2条-第10条)
- 第3章 事実の申告(第11条-第16条)
- 第4章 雜則(第17条)

#### 附則

##### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づく高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 再審査の申請

(再審査の申請書の交付)

**第2条** 留置業務管理者（法第16条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。）は、被留置者（法第2条第2号に規定する被留置者をいう。以下同じ。）が法第230条第1項の規定に基づく公安委員会に対する再審査の申請（以下「再審査の申請」という。）をすることを希望する場合は、当該被留置者に対し、速やかに別記第1号様式による再審査の申請書（以下「再審査の申請書」という。）を交付するものとする。  
(再審査の申請書の作成)

**第3条** 留置業務管理者は、再審査の申請書を自書することができない被留置者から代書の提出があった場合は、留置業務管理者が指定する警察官に代書させるものとする。

2 留置業務管理者は、被留置者が2人以上共同して、又は他の被留置者に代わって再審査の申請書を作成することを申し出た場合は、これを認めないものとする。

3 留置業務管理者は、被留置者が再審査の申請書の発送を申し出た場合は、留置施設に係る留置業務に従事する警察官を立ち会わせた上、当該被留置者に封筒に再審査の申請書を入れさせ、封かんを行わせた後に提出させるものとする。

4 留置業務管理者は、被留置者が作成中の再審査の申請書を保管場所に保管する場合は、留置施設に係る留置業務に従事する警察官を立ち会わせた上、当該被留置者に封筒に再審査の申請

書を入れさせ、封かんを行わせるものとする。  
(再審査の申請の期間)

**第4条** 法第230条第3項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第4項の規定により再審査の申請の期間を計算するときは、同項の送付に要した日数に留置施設において再審査の申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正の命令)

**第5条** 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定による補正の命令をするときは、再審査の申請書を提出した者(以下「申請人」という。)に別記第2号様式による補正命令書を送付することにより行うものとする。

(執行停止等の通知)

**第6条** 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第34条第2項の規定に基づき執行停止をし、又は法第230条第3項において準用する行政不服審査法第35条の規定に基づき執行停止を取り消したときは、書面により申請人及び処分庁(再審査の申請の対象となる措置をとった留置業務管理者をいう。以下同じ。)にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の書面をファクシミリ装置その他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信することができる。

(手続の併合又は分離の通知)

**第7条** 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、別記第3号様式による手続併合(分離)通知書により申請人及び処分庁にその旨を通知するものとする。

(取下げ)

**第8条** 留置業務管理者は、申請人が法第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき再審査の申請を取り下げることを希望する場合は、当該申請人に対し、速やかに別記第4号様式による再審査の申請取下書(以下この条において「再審査の申請取下書」という。)を交付するものとする。

2 第3条第1項の規定は、再審査の申請取下書の作成について準用する。

3 公安委員会は、再審査の申請取下書を受理したときは、調査を終結させるものとする。

(裁決書の様式)

**第9条** 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第41条第1項の規定による書面の様式は、別記第5号様式による裁決書(次条において「裁決書」という。)のとおりとする。

(裁決書の謄本の送達)

**第10条** 公安委員会は、申請人が処分庁と異なる留置業務管理者が留置業務を管理する留置施設に留置されている場合は、裁決書の謄本を当該異なる留置業務管理者にも送付するものとする。

2 留置業務管理者は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第42条第2項の規定により裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付することができないときは、公安委員会に返送するものとする。

### 第3章 事実の申告

(事実の申告書の交付及び作成)

**第11条** 留置業務管理者は、被留置者が法第232条第1項の規定に基づく公安委員会に対する事実の申告(以下「事実の申告」という。)をすることを希望する場合は、当該被留置者に対し、速やかに別記第6号様式による事実の申告書(以下「事実の申告書」という。)を交付するものとする。

2 第3条の規定は、事実の申告書の作成について準用する。  
(事実の申告の期間)

**第12条** 法第232条第3項において準用する行政不服審査法第14条第4項の規定により事実の申告の期間を計算するときは、同項の送付に要した日数に留置施設において事実の申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正の命令)

**第13条** 公安委員会は、法第232条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定による補正の命令をするときは、事実の申告書を提出した者(以下「申告人」という。)に別記第2号様式による補正命令書を送付することにより行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

**第14条** 公安委員会は、法第232条第3項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき数個の事実の申告を併合し、又は併合された数個の事実の申告を分離したときは、別記第3号様式による手続併合(分離)通知書により申告人及び事実の申告に係る留置業務に従事する職員による行為があった留置施設の留置業務管理者にその旨を通知するものとする。

(取下げ)

**第15条** 留置業務管理者は、申告人が法第232条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき事実の申告を取り下げることを希望する場合は、当該申告人に対し、速やかに別記第7号様式による事実の申告取下書(以下この条において「事実の申告取下書」という。)を交付するものとする。

2 第3条第1項の規定は、事実の申告取下書の作成について準用する。

3 公安委員会は、事実の申告取下書を受理したときは、調査を

終結させるものとする。

(確認の結果の通知)

**第16条** 公安委員会は、事実の申告に係る法第232条第3項において読み替えて準用する法第164条第4項の法第231条第1項に規定する事実の有無について確認したときは、書面により申告人にその結果を通知するものとする。

2 留置業務管理者は、前項の書面が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に当該書面を交付することができないときは、公安委員会に返送するものとする。

### 第4章 雜則

(委任)

**第17条** この規則に定めるもののほか、公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に關し必要な事項は、警察本部長が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**別記****第1号様式 (第2条関係)**

年　月　日

高知県公安委員会 様

住所（留置されている場合は、留置先の警察署の名称）

氏名 ㊞

年齢

## 再審査の申請書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請をします。

記

## 1 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決の内容

年　月　日

## 3 再審査の申請の趣旨及び理由

## 4 再審査の申請の年月日

年　月　日

**第2号様式 (第5条、第13条関係)**第　号  
年　月　日

様

高知県公安委員会 印

## 補正命令書

年　月　日付けであなたからなされた **再審査の申請** については、下事実の申告  
記の理由により不適法ですので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律  
第230条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定により、  
第232条第3項

年　月　日までに補正することを命じます。

なお、期限までに補正された書面が提出されないときは、**再審査の申請** を却下す  
事実の申告  
ことがあります。

記

(不適法な理由)

**第3号様式** (第7条、第14条関係)

第  
年  
月  
日

様

高知県公安委員会 **印**

## 手続併合(分離)通知書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項  
第232条第3項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき、下記の再審査の申請を併合した事実の申告を分離します。

記

(併合し、又は分離した再審査の申請又は事実の申告)

**第4号様式** (第8条関係)

年  
月  
日

高知県公安委員会 様

氏名

(印)

## 再審査の申請取下書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり再審査の申請を取り下げます。

記

## 1 取り下げる再審査の申請

## 2 再審査の申請の取下げの理由

## 第5号様式（第9条関係）

第 号

裁決書

様

年 月 日付けであります再審査の申請について、下記のとおり  
裁決します。

記

1 主文

2 理由

年 月 日

高知県公安委員会委員長

印

## 第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県公安委員会 様

留置施設の置かれる警察署の名称

警察署

氏名

(印)

年齢

事実の申告書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定に基づき、下記のとおり事実の申告をします。

記

1 事実の申告に係る事実

2 事実の申告の年月日

年 月 日

3 警察本部長に対する事実の申告に係る通知を受けた年月日

年 月 日

第7号様式（第15条関係）

年　月　日

高知県公安委員会 様

氏名 ㊞

事実の申告取下書

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり事実の申告を取り下げます。

記

- 1 取り下げる事実の申告
- 2 事実の申告の取下げの理由